

総務文教委員会

令和3年8月25日(水)

日 時 令和3年8月25日(水) 午前10時00分開会—午後2時00分閉会

場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 小川委員長、奥野副委員長、松尾、坂原、辻下、竹原、和田、道工

欠席委員 なし

傍聴議員 谷崎、中原、出口

出席理事者 田代町長

中口副町長

松岡副町長

古橋教育長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

相馬財政改革部長

澤教育委員会事務局教育次長兼指導課長

廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長

窪田総務部理事兼財政改革部理事

寺田総務部理事

阪本財政改革部理事兼税務課長

福井会計管理者

増田まちづくり戦略室危機管理監兼危機管理担当課長

森総務部副理事兼総務課長

内山財政改革課長

松井学校教育課長

小川教育委員会事務局理事兼生涯学習課長兼青少年センター所長

川島まちづくり戦略室町長公室担当秘書課長兼政策推進課長

岩田総務部企画地方創生課長

竹原総務部人権推進課長

中田会計課長

蟻馬議会事務局総務課長

案 件

1. 付託案件について
2. その他

(午前10時00分 開会)

小川委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務文教委員会を開会します。

本日の出席委員は8名です。全員出席です。

理事者についても全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開催します。

なお、携帯電話はマナーモード設定をお願いいたします。

案件1、8月20日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件8件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第54号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第5次）について」のうち、本委員会に付託された案件について、議題とします。

本件について、担当者から説明を求めます。

内山課長。

内山財政改革課長 それでは、総務文教委員会資料の1ページ目をご覧ください。

令和3年度岬町一般会計補正予算（第5次）のうち、総務文教委員会に付託されました予算につきましてご説明いたします。

まず、歳入予算からご説明させていただきます。

20繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして1,680万6,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、今回の補正予算の編成に必要な財源を計上するものでございます。

小川委員長 岩田課長お願いします。

岩田企画地方創生課長 企画地方創生課の岩田でございます。

続きまして、岬ゆめ・みらい基金繰入金といたしまして242万円の増額補正を行うものでございます。

内容につきましては、地方創生総合戦略事業費に充当するものでございます。
詳細につきましては、歳出で説明させていただきます。

小川委員長 森副理事。

森総務部副理事 総務課の森です。

続きまして、20繰入金、2特別会計繰入金、多奈川財産区特別会計繰入金として300万6,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、歳出でご説明させていただきますが、石橋集会所修繕及び小島地区消火栓等設置・管理費負担金に充当するものです。

小川委員長 内山課長。

内山財政改革課長 財政改革課の内山です。

続きまして、21繰越金、1繰越金、前年度繰越金といたしまして442万1,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、令和2年度決算の確定に伴いまして、当初予算額との差額を計上するものでございます。

小川委員長 森副理事。

森総務部副理事 総務課、森です。

続きまして、22諸収入、3雑入、雑入として61万3,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、本町が加入している一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済保険金の公用車修繕料に充当する保険金でございます。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入計2,726万6,000円を増額補正するものです。

続きまして、資料2ページをご覧ください。

令和3年度岬町一般会計補正予算（第5次）の歳出に項目についてご説明させていただきます。

2総務費、1総務管理費、庁舎管理費としまして340万4,000円の増額補正をするものです。

内容としましては、本年9月末をもって業務期間が満了する庁舎警備業務について入札を行ったところ不調となりました。

庁舎警備業務については業者から見積書を聴取し、その額を参考として予算要

求した上で入札を行い業者委託をしておりました。

予算要求時に聴取した業者からの見積書では、仮眠時間については休憩時間とみなし積算に入っておりませんでした。警備員の方は深夜においてはおおむね睡眠を取られており、起きて対応するケースは非常にまれであることから、担当課としては委託業者における仮眠時間の賃金未支給については問題ないと考えておったところですが。しかしながら昨今、警備業務において仮眠時間の賃金未支給について問題となる事例が増加しており、入札参加業者が仮眠時間に賃金を支給するという前提で、入札に参加されたことが入札の不調となった原因と推察されます。

過去の判例や弁護士の見解を基に今後の方針を検討した結果、当初予算において積算に入れていなかった仮眠時間の賃金及び7月に発表された最低賃金の増額相当分の予算確保を行った上で、再度入札を実施することが適切であると考えため増額補正を行うものです。

続きまして、車輛維持補修費としまして75万4,000円の増額補正をするものです。

内容としましては、公用車の修繕料が当初見込みと比較して増加し、予算に不足が生じたため、必要見込額の増額補正を行うものです。

続いて、普通財産管理費としまして、旧西集会所登記業務委託料24万7,000円、平野地区町有地建物解体工事385万円、合計しまして409万7,000円の増額補正をするものです。

資料4ページの箇所図と併せてご覧ください。

内容としましては、1つ目として多奈川西地区にある旧西集会所を町へ寄附するに当たり、必要となる登記業務委託料24万7,000円について増額補正するものです。

旧西集会所については、現在に至るまで自治区で維持管理を行っていましたが、昭和51年頃に現集会所に移転してから使用することがほとんどなく、この先、将来的にも使用することがないことから、地元自治区より町への寄附の要望がありました。

なお、集会所、建物については老朽化しておりますので、将来的には解体した上で土地の売却を検討してまいりたいと考えております。

なお、本物件の所有者は西自治区であり、また過去に誤った登記がなされているなど非常にまれなケースでありまして、法務局と協議したところ登記業務における高度な知識が必要であるため、専門家である司法書士において登記を行うことが望ましいとの結論に至ったため増額補正を行うものです。

2つ目としまして、多奈川・平野地区町有地建物解体に係る工事請負費385万円について増額補正をするものです。

当該建物は昭和30年12月に関西電力の社宅として建築され、昭和56年に町の所有となった住宅であり、従前から入居されておられる方がおられ家賃を徴収しておりました。

本住宅は建築から60年以上が経過し老朽化が進んでおり、台風等により周辺に被害を及ぼした場合、町の管理責任が問われる可能性があります。しかしながら、町営住宅でない住宅の建て替えに係る予算措置は厳しいものがありまして、入居者と立ち退きの交渉を行ってきたところでございます。

このたび令和3年3月末で入居者の移転先が決まりましたので、住宅の解体費用について増額補正を行うものです。また住宅の解体後は土地の売却を検討してまいりたいと考えております。

引き続きまして、集会所維持補修費としまして、岬公園集会所修繕料15万7,000円、石橋集会所修繕料24万2,000円、合計39万9,000円の増額補正をするものです。

資料5ページの箇所図と併せてご覧ください。

内容としましては、1つ目として淡輪12区にある岬公園集会所において、シロアリによる被害が見つかりましたので、これ以上の被害を防ぐために現計予算で床下の木材への薬剤注入を行ったところです。

今回、増額補正する費用は、シロアリの被害に遭った箇所の修繕料15万7,000円でございます。

2つ目の石橋集会所修繕料につきましては、地元自治区から要望のありました前面道路から集会所へ上がる外階段に、集会所を利用する高齢者の皆様及び身体障害者の皆様の利便性を考慮した手すりの設置及び既設転落防止策の塗装費用として24万2,000円の増額補正を行うものです。

石橋集会所修繕料の財源につきましては、多奈川財産区特別会計繰入金を充当

します。

小川委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 企画地方創生課の岩田でございます。

続きまして、地方創生総合戦略事業費といたしまして、補正予算額242万円を増額補正するものでございます。

内容としましては、大阪府内における岬町の認知度向上及び魅力を伝える手段として、JCOMが持つ北摂、北河内、大阪市内、各地区198万世帯が視聴可能な放送エリアに向け、岬町のPR番組を制作し放送することで、大阪市以北にお住まいの方に岬町を知っていただき、移住定住を促進するものでございます。

なお、財源につきましては歳入で説明いたしました、岬ゆめ・みらい基金繰入金を充当するものでございます。

小川委員長 増田管理監。

増田危機管理監 まちづくり戦略室危機管理担当の増田です。

続きまして、9消防費、1消防費、消防総務費、消火栓等設置・管理費負担金、小島地区としまして276万4,000円を増額補正するものです。

内容としましては、6ページの箇所図と併せてご覧願います。

大阪広域水道企業団が小島地区への配水管布設替工事を実施するに当たり、従前より小島地区から要望のありました、給水及び消火水量の安定確保のために、配水管の口径を現在の100ミリから150ミリへ増径することについて、その管材料費の差額を負担するものです。

箇所図では参考として同じく増径予定の令和4年度分、また小島地区までの令和5年度分の工事予定箇所も記載しております。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 学校教育課の松井です。

10教育費、3中学校費、中学校改修費といたしまして100万円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、岬中学校体育館、舞台左上部にある屋根材が老朽化によりめくれ、むき出しになった防水シートが紫外線を浴び破損したことにより雨漏りが生じ、天井が腐食し落下するおそれがあるため、体育館雨漏り改修費として88万3,000円、また中学校正門から府道国歌山阪南線に至るまでの間で

日没後に暗い区間があり、生徒の下校時の安全対策として照明器具を2か所設置するための費用として、照明器具設置費11万7,000円を増額するものです。照明器具の設置箇所につきましては、資料7ページに示しております。

小川委員長 小川理事。

小川教育委員会事務局理事 生涯学習課、小川です。

それでは、3ページをご覧ください。

5社会教育費、公民館管理費といたしまして50万円の増額補正をするものです。

内容といたしましては、淡輪公民館の音響設備は設置から20年以上経過し老朽化が進んでおり、マイクやスピーカーの音が途切れたりするなど不具合が生じております。そのため今年度11月に実施予定の文化祭や、令和4年3月に実施予定の公民館まつり、ひいては講堂利用者の各種事業に支障を来すことから早急に改修する必要があり、音響設備の配線工事を行うための音響設備設置業務委託料として20万、マイク、スピーカー、アンプなどの音響設備を購入するための機材、器具費として30万、合計50万を増額補正するものです。以上、当委員会付託分、歳出合計といたしまして1,533万8,000円を増額補正するものです。

小川委員長 ただいまの説明に対して質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 2ページの消防総務費で、小島地区のこの配管の地図を見ますと、楠木から峠を越えた向こうからになっているのですが、楠木から今度工事をする間の径というか、150になっているのかどうか。それでここを抜いているのかどうか、お聞きしたいのですが。

小川委員長 増田危機管理監。

増田危機管理監 この事業につきましては、令和2年度から実施しております。ピアツァの入り口付近の府道から、今回実施いたしますところまでは昨年度に実施しており、同じく増口径にて対応しております。

小川委員長 ただいまの説明に対して質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 では令和2年度からしているということは、もう楠木からそこまでは150に

なっているということですね。

小川委員長 増田危機管理監。

増田危機管理監 そのとおりでございます。

小川委員長 他にございませんか。

辻下委員。

辻下委員 庁舎警備業務委託料は入札ということになってるのですが、その業者は何社あったのか。それだけ聞かせてほしいです。

小川委員長 森副理事。

森総務部副理事 入札に参加した業者ということでよろしいでしょうか。

辻下委員 はい。

森総務部副理事 入札に参加した業者が3社でございます。

辻下委員 ほかになかったか、3社だけか。

森総務部副理事 もともと4社ございましたが、1社が事前辞退というところで3社になりました。

小川委員長 よろしいですか。

辻下委員 はい。

小川委員長 他にございませんか。

坂原委員。

坂原委員 今回の庁舎警備業務委託料の件ですけど、警備される方が仮眠中の時間を実働の時間に入れていなかったということがあって不調になったということですけど、それで調べた結果、最近はそうってきているので、再度ここで補正として増額して、もう一度その入札業務をやり直すということですが、今回入札する時点でそれは分からなかったのですか。

小川委員長 森副理事。

森総務部副理事 お答えさせていただきます。

今年9月末に業務期間が切れるわけでございますけども、入札する時点ではそのあたりの、現在、過去からはずっとその時間を支給しないような形でした設定の金額で落札いただいておりますので、今年度についてもそのような形でいけると担当課では思っております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 ということは、今回9月に期限が来ているということで、入札準備をして入札業務を行ったということやね。その結果、その金額に差が生じてきて、それで事情を聞くと仮眠中の時間を計算に入れるか入れないかということやね。それは今、3社応札があったということですけど、その3社とも全部そういう話だったわけですか。

小川委員長 森副理事。

森総務部副理事 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

応札に参加されたのは3社いらっしゃいましたけれども、その3社とも賃金を夜間についても深夜についても支給するというのが前提と思われる金額で、入札に金額を入れておられます。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 庁舎警備はうちだけではなくて、どこでも行っていると思うのですが、今はそういうのが主流になってきているということですか。

小川委員長 森副理事。

森総務部副理事 業者にできる範囲でヒアリング等をさせていただいたんですけども、やはりそういう警備業務において夜間の賃金未支給というのが問題になっておりまして、それで裁判を起こされたりというようなことが多発しているということで、警備業者のほうも従前はその部分は、夜間の仮眠時間については支給しないでもいいからという判断であったんですけども、今は情勢としてそういう形で支給するのが時代の流れというか、そういう形になっていると聞き及んでおります。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 そういうのはできたら入札業務をする前の段階で調べておかないといけないことと違いますか。入札業務をやって結局業者が折り合わなくて、業者からこれだけ要るんだと言われて初めて調べたと、これは後手に回っているよね。それはいかなものかと思うのだけど、その辺についてはどうですか。

小川委員長 森副理事。

森総務部副理事 坂原委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

委員おっしゃいますように、入札を行う前にそのあたりのところを綿密に調査するなりというのが本来、担当課としてやるべき業務であると考えております。

それで今回については、それが十分できていなかったというところで入札が不調に終わったというところで、今後においてはそういうことがないようにということ考えております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 事情はわかりますけど、初めからそういうように算入して計算しなかったら、入札業務を行ったけど結局業者に言われて、金額を上げてまたもう一度行ったとなるからこれは。結局は業者の言いなりかと、岬町役場は言ったらまた金額を上げるということになってくるでしょうこれでは。ですから入札業務をするときは、そこら辺をきっちり正確な数字を計算して行ってください。大事な公金を使ってするのだから、無駄を省かないといけないのだから、その辺はよろしく願いしておきます。それはそれで結構です。

続いてよろしいですか。

小川委員長 はいどうぞ。

坂原委員 地方創生総合戦略事業費ですけど、岬町のこれはPR番組を作るということですが、これはどんなPR番組があるのですか、どんな内容になるのですか、教えてください。

小川委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 JCOMさんのほうから提案がございました事業を読み上げさせていただきます。

大阪最南端、海が見える町、岬町とは、まるで海外リゾート、海を見渡す絶景ゴルフ場、潮風を感じる夢のセカンドライフ、夏休み親子で自然を大満喫、家から何分で海水浴、海が近い町の夏、大阪湾屈指の好漁場、遊漁船で本格フィッシング、波音を聴きながら心つながりふれあう暮らし、大阪最南端のまちでハイキング、グランピング、待機児童ゼロ、岬町の子育て環境、お得に自分好みに空き家バンク活用、リノベーション住宅という選択、理想が実現、岬町移住家族の一日、岬暮らし始めませんか、そのようなお題目で番組を制作していくという方向性で内容を詰めてございます。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 それはいつ頃までに完成をして、それで完成したものはどう使っていく予定ですか。

小川委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 一番最初が12月の予定でございまして、12月、1月、2月、3月の4か月を対象としてございます。

また、JCOMで放送する以外に、岬町のホームページにYouTubeの映像を貼り付けて放送する予定となっております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 ご承知のとおり岬町は人口が減少していったって、少子高齢化が大阪府のどこよりも進んでいるというところなんです。そういう意味ではこういう戦略が非常に大事になってくるのです。

この番組を見て岬町に興味を持って移住してくる、あるいは観光に来るとか、そういう興味を引く、これは非常に大事な施策だと思うので、業者に任せ切りにしないで、担当もしっかりその辺は見てください。こちらが発注するのだから、何でもかんでも向こうの提案だけを受けて判断するのと違って、こちら側からもしっかり意見を言ってあげてください。

担当としては大体こんなものにしたいとか、どうアピールしたいとか、そんなのは何も持っていないのですか、担当はどうですか。

小川委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 今申し上げましたのは、あくまでJCOMさんからの提案でございまして、もちろんこちらから岬町としての提案も交えて中身を作っていくかと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 ではその辺はしっかり見て、すばらしいより良いものを作ってください。

小川委員長 他にございませんか。

松尾委員。

松尾委員 同じ件です。この移住・定住促進PR番組制作・放送委託料です。これの著作権はどこになるのですか、最終的には。

そして今、12月、1月、2月、3月ということで放送があると。それでこの放送というのは、1か月当たりどれくらい放送されるのかというのがまだ分からないというところと、まずそこを聞かせてもらえますか。

小川委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 番組制作は2か月に1回、10分間程度のものを作成いたします。

それを週3日、1日2回、午前中と夕刻付近に放送する予定でございます。それから著作権につきましては、岬町のほうの著作権となっております。

小川委員長 松尾委員。

松尾委員 そうするとホームページでYouTube配信しているという、その12月から3月までの期間以外、例えばそれを過ぎてからも岬町のものとして配信を続けられるということですね。

小川委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 そのとおりでございます。

小川委員長 松尾委員。

松尾委員 あと要望としては、先ほど空き家バンクというところが出てきました。ただ空き家バンクは皆さんご存じのとおり乏しい数です。そのまま放送していいかどうかというところもあります。ここは逆に増やしてからその文言を入れるとかしたほうが恥ずかしくないのかなというところはあるので、その辺はよく考えてやっていただければと思います。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 竹原です。2点お願いします。

先ほど来から庁舎管理の件について、警備業務委託料のことで出ておりますが、聞くところによると仮眠中の料金が発生するということなのですが、これは支払うことによって仮眠が仮眠でなくなるのかどうかというのをお聞きしておきたいと思います。

制度が変わっているので、夜中じゅう起きておられるのかどうか、まずこれを1点お願いします。

小川委員長 森副理事。

森総務部副理事 過去の判例、あるいは弁護士の見解等をお伺いしますと、仮眠時間については拘束されておれば、例えば夜間、自分の家へ帰るとか、コンビニへ出ていくとかいうような場合は、それは休息时间と考えられるということですが、寝ていても電話が鳴ったら取らないといけないとか、急な来庁者が来られたら対応しないといけないということで、手持ち時間、待っている時間という形になりますので給料は発生すると、そういう形で現状は就寝されておりますけど、その

部分については引き続き就寝されて、それで電話が鳴ったら対応するというところでございます。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 労働基準法等々いろいろあると思いますので、しっかりと遵守した上で入札業務を行っていただきますよう要望させていただきます。

もう一点、委員会資料2ページの一番下、中学校改修費について1点。照明器具を設置すると説明がありましたが、生徒の下校時刻の確認をさせていただきたいと思います。答弁をお願いします。

小川委員長 澤次長。

澤教育委員会事務局教育次長 下校時刻ではなくて、クラブ活動で遅くなりますので、そのときの安全対策として今回、照明器具を設置するということになっております。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 下校時刻、何というのですか、クラブに入られてない生徒は何時に帰って、クラブに入られている方は何時に帰るとというのが、現場でつかまれているのでしょうか。

小川委員長 澤次長。

澤教育委員会事務局教育次長 学年によって若干違いますが、3時半以降、4時ぐらいに早い方は帰られると。後は残られてクラブ活動で帰られるということで、特に夏場は明るいんですけども、冬場については暗いので、安全対策として照明器具を設置するということになっております。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 クラブが終わって帰る時間というのは、把握されていないということでしょうか。暗いとかいうのではなくて、少し分からないところがありましたのでお願いします。

小川委員長 澤次長。

澤教育委員会事務局教育次長 クラブ活動については6時で終わるということになっております。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 6時に終わるときに、もう冬場であれば暗いので照明が必要だということですが、理解しました。

小川委員長 他にございませんか。

松尾委員。

松尾委員 最後です。私が先ほど質問した移住・定住促進PR番組の制作に当たって、JCOMさんから多分提案があると思うのですが、大阪府の何人が視聴すると言われていてのかと、あとその中で何人が影響を及ぼすのかというところを提案があったのと違うのかなと思うのですが、お聞かせ願えますか。

小川委員長 松尾委員、僕も理解できなかったけれど、もう一度質問を分かりやすくお願いします。

松尾委員 PR番組制作に当たって、提案者としてこの番組を作ると大阪府の何人がこれを視聴されますと、多分提案があるはずなのです。要は作る目的とか、理由としてこういう効果がありますよと、そういうことを多分提案されているのと違うかなと思うのですが、そういったところのお答えと、あとそれについてその中の何人が影響を及ぼして、岬町に例えば交流というか、来ていただいたりとか、移住、定住に向かうよという提案があったのかどうかも含めてお願いしたいと思います。

小川委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 松尾委員の質問にお答えいたします。

JCOMさんからの提案につきましては、先ほど補正予算の説明でも申し上げましたとおり世帯数のみの提案でございまして、影響を受けて来られる方とか、そういった提案等はございませんでした。ですのであくまで対象となる世帯数は198万3,139世帯であるということのみ、提案書に記載されておりました。

小川委員長 他にございませんか。

副委員長。

奥野副委員長 1点だけお聞きします。西集会所登記業務委託料の説明をいただきましたけれど、現建物登記や何かややこしくなるといような説明があったと思うのですが、現状はどんな形か言っていただけるならお願いします。

小川委員長 森副理事。

森総務部副理事 旧西集会所建物については、今建っている建物の以前建っていた建物が登記されておったというところで、それで調べてみたら今の建物と面積も違うというところで、そちらにつきましては建物の登記が誤っておりますので、過去に

建物の滅失登記ということをしてやっております、現在の集会所については未登記という形になっております。

奥野副委員長 結構です。

小川委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第54号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第5次）について」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致であります。

よって、議案第54号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第56号「令和3年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）について」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

森副理事。

森総務部副理事 資料8ページをご覧ください。

令和3年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）の件につきましてご説明させていただきます。

まず歳入でございます。

4繰入金、1基金繰入金、多奈川地区財産区基金繰入金としまして430万4,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、繰出金に充当するための財源調整です。

次に、歳出です。

2諸支出金、2繰出金、繰出金費としまして430万4,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、一般会計へ繰出しするものです。

多奈川財産区特別会計から一般会計への繰出しについては、集会所の修繕、地

域コミュニティーに関わる事業等において、財産区管理会にご承認いただいた上で行っているものです。

今回の補正予算においては石橋集会所の修繕、小島地区の消火栓等設置管理費負担金、厚生委員会の付託案件ではありますが、池谷自治区墓地内通路改修工事の各事業に対して繰出しを行うことについて、多奈川地区財産区管理会のご承認をいただいております。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入歳出ともに430万4,000円を増額補正するものです。

小川委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第56号「令和3年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致でございます。

よって、議案第56号は、本委員会において可決されました。

議案第62号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小川委員長 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第62号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致であります。

よって、議案第62号は、本委員会において可決されました。

議案第63号「岬町立集会所条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小川委員長 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第63号「岬町立集会所条例の一部改正について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致であります。

よって、議案第63号は、本委員会において可決されました。

認定第1号「令和2年度岬町一般会計決算認定について」のうち、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小川委員長 それでは、歳入の審査に入ります。

本委員会資料の9ページから18ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 10ページの地方交付税ですけど、前にもできるだけ交付税を少しでも多くもらってほしいということで要望したんですけど、今度は一応、過疎化になったということで、この地方交付税などは余計にもらえるのではないかと思うのですが、今年が過疎化になったので今年は間に合わないとしても、来年にはどうですか、ご回答をお願いします。

小川委員長 内山課長。

内山財政改革課長 現在、過疎指定を受けたことよっての財政支援であります、過疎対策事業債の発行を行うために必要な過疎の市町村計画を策定中であります。

それで、その過疎の市町村計画に過疎対策事業を位置づけることよって、その過疎対策事業債というのが発行可能ということになりますので、今年度中に過疎の市町村計画を策定して、順調にいけば今年度発行する起債から過疎対策事業債の支援を受けられて、それが起債発行額の70%が交付税算入、基準財政需要額に算入されますので、順調にいけば来年度、令和4年度の交付税の算定から算入されると考えております。

小川委員長 和田委員。

和田委員 少しでも多くもらえるように期待していますので、よろしくをお願いします。

小川委員長 他にございませんか。

竹原委員。

竹原委員 何点かあるのですが、歳入のところ、14ページの下段のほうなのですが、財産収入ということで町有地貸付収入（総務課）分ということで、未集金額が出ております。

どういった経緯でこのように未収が出てしまうのかというのが気になりましたので、全体的にこの町有地収入というのはどういうもので、どういった経緯だったのかというのを教えていただけたらと思います。まず1点、お願いします。

小川委員長 まずそれが1点でよろしいですか。

竹原委員 まず1点、お願いします。

小川委員長 森副理事。

森総務部副理事 こちらについては、総務課のほうが貸し付けております住宅の家賃という形で、その部分の入金がちょっと入ってこなかったというところで、現在は毎月3,000円ずつの分納誓約書を取って少しずつ入れていただいております。けれども滞納、入ってこなかったお金というところで13万5,400円を上げさせていただきます。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 ということは、1軒ではなくて何世帯分かがあるのでしょうか。軒数も分かっていたらお願いします。

小川委員長 森副理事。

森総務部副理事 こちらにつきましては、1軒の軒数という形になっております。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 以上、理解しました。

そうしましたら、ページで言えば近いのですが、15ページの上段部分で、自分は車屋なので何とも言い難いのですけれども車輛売払収入、これは財産売払収入のところで22万円とありました。

町の公用車を使わなくなったので、スクラップにするより売ってしまったのかと思っているのですが、これは何台分でどのような引き取られ方をしたのか気になりましたので教えてください。

小川委員長 森副理事。

森総務部副理事 竹原委員のご質問にお答えさせていただきます。

車輛売払収入としまして22万円ですけれども、こちらについては公用車3台分の売払収入となっております。

内訳につきましては、消防団の消防車2台、それと役場の福祉車輛というところで、老朽化したワゴンRという車がありましたので、その3台となっております。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 きっちり車種まで言っていただきましてありがとうございます。

現在、なぜか鉄の相場が上がっているのか高額で引き取ってくれるところもあるように思いますので、適正な管理に努めていただきたいと、これは意見ですのでよろしく願いしておきます。

小川委員長 他にございませんか。

坂原委員。

坂原委員 3点お聞きします。10ページのゴルフ場利用税交付金です。

この金額は少し少なくなっているのかと思うのですが、コロナの影響で売上げが下がっているということはあると思うのですが、ゴルフ場からそのコロナの影響で、少し減免してもらえないかという話もあったとお聞きしているのですが、それはずっと今も継続しているのでしょうか。それでまたずっと今後もそれが続くのでしょうか。

小川委員長 3点のうち1点だけでよろしいか、まず。

坂原委員 はい。

小川委員長 内山課長。

内山財政改革課長 こちらのゴルフ場利用税交付金につきましては、ゴルフ場利用税ということで大阪府のほうで徴収された税額が各市町村へ交付されるものですが、こちらはいくまで税金ですので、税としましては減免の規定ですが、例えば18歳未満の方でありますとか、70歳以上の方でありますとかは非課税の規定があるんですけども、基本的にはコロナの影響はないということなんですけれども、税としましては以上です。

小川委員長 森副理事。

森総務部副理事 ゴルフ場の使用料について、収入についてちょっとこちらのほうからお答えさせていただきます。

令和2年度の4月、5月の部分でお客さんを入れられなかったという時期がありまして、その部分について令和2年度ではなくて3年度以降ということでお支払いさせてほしいというところで、徴収を猶予しておったところがありますけれども、それはずっと引き続き今後もそういう形というわけではなくて、特例でその部分を先延ばしにしたという形になります。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 岬町にはゴルフ場が2か所あるのですが、それは2か所ともですか。

小川委員長 森副理事。

森総務部副理事 2か所あるうちの、みさきカントリーのほうでございます。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 このゴルフ場利用税交付金ですが、大阪府から岬町に入ってくるのですが、その2か所あるゴルフ場の内訳などは分かりませんか。

小川委員長 内山課長。

内山財政改革課長 こちらの交付金につきましては、大阪府で徴収されて交付されるという収入でございますので、岬町としましてはそのゴルフ場ごとの内訳というのはちょっと把握していないという状況になっております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 はい、分かりました。次の質問です。

1 2 ページの節5 保健体育費補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、学校給食無償化、給食センターとあるのですが、3,600万円ありますけれども、これは給食費とあるのですが、この金額が全て給食費として充てられているものでしょうか。それでまたこれはそうだとすると何食分になるのか、お聞きしたいと思います。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 この臨時交付金の給食負担、無償化の分につきましては、小・中学校の給食保護者負担金に充当いたします。

年間食数につきましては、小学校では3校合わせて9万5,460食、中学校は4万9,335食となります。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 これはコロナ対策として、町独自で学校給食の給食費を無償にしようというので進めている事業ですね。それでこれだけの金額が本来ならば保護者が支払わなければならない金額を無償にしているというので、保護者にとっては非常にありがたい施策かなと思います。この件はこれで結構です。

ここでは3つ目の質問です。13ページ、府支出金の中の民生費府補助金の隣保館運営費等補助金とあるのですが、この内容について教えてもらえませんか。

小川委員長 小川理事。

小川教育委員会事務局理事 隣保館補助金の768万円の内訳でございますが、まずは隣保館運営費のいわゆる人件費でございますが、上限額については893万4,000円の上限額ですが、そのうちの4分の3が補助をいただきますので670万円、そして地域交流センター事業といたしまして、文化センター事業に係るいわゆ

る報酬費や光熱水費の需用費が102万4,000円の4分の3の76万8,000円、これを合計いたしまして74万6,800円が歳入でございます。

小川委員長 他にございませんか。

和田委員、少し待っていただけますか。

訂正ですか。

小川教育委員会事務局理事 すみません、合計が74万6,800円です。

小川委員長 和田委員。

和田委員 17ページの消防団員の退職報償金ですけれど、退職していくのは次々いるのですけれど、消防団員になっていただける人がどうなっているのか、今は何名ぐらいになっているかをお聞きしたいのと、これはやはり退職金というのですから、そういうのをもう少し上げていかないことには消防団員が減っていくのではないかと、泉佐野市から南で広域になっていますけど、団員がいなかったら山火事的时候は、やはり人の数がなかったら、団員の数があったらなかなか難しいと思うのですけれど、どうですか、消防団員の退職金、それで失業手当というのですか、そういうのを一応考えていただきたいのですけど、どうですか。

増田危機管理監 消防団員の数につきましては、令和2年度におきましては7名の増員が図られました。

それと消防団は全国的に高齢化、また団員不足という部分が言われておりますが、それで処遇改善という部分で国のほうもそういう話が全国的に進められております。

岬町におきましても、その辺につきましては今後検討していきたいと考えております。

小川委員長 消防団の現在の団員数は、質問がありましたよ。

増田危機管理監 すみません、2年度末におきまして105人ということでなっております。定員といたしましては120人ですので、募集等をまたしていきたいと考えております。

小川委員長 和田委員。

和田委員 何年か前まで130人か140人あったように私は記憶しているのですけれど、今や105名ということは、なかなか成り手が少ないと思いますので、国のほうもそういう措置を考えていただいているというので、すみませんけど岬町もよろ

しくお願いしておきます。

小川委員長 他にございませんか。

副委員長。

奥野副委員長 1点だけお聞きします。17ページの町長公室担当のところなのですが、特別職退職手当返還金、これは毎年60万円ずつ返還いただいているということなのですが、今まで何回返還いただいて、残りはどれぐらいの金額になっているのか教えてください。

小川委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 副委員長のご質問にお答えします。

現在、当初の返還金から令和3年3月末時点で840万円の分割納付が済みしております。それで現在も毎月5万円の納付を継続中でございます。

残高としましては、令和3年3月31日現在の残高は2,486万4,000円でございます。

小川委員長 奥野副委員長。

奥野副委員長 残り2,400万何がしという数字で、すごい数字なのですが、たしかこのご本人が亡くなったら、それで終わるといようなことであつたと思うのですが間違いはないですか、確認だけ。

小川委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 この債務に関しましては、現在所有物件のほうを町のほうの抵当に入れてます。それで実際分割を続けていただいて、もし先々、将来的にお亡くなりになったときには財産の処分、あるいは親族の方へのご請求等、いろいろ最終的にはそういう形になるかもしれません。

小川委員長 奥野副委員長。

奥野副委員長 私の記憶では、相続人には引き継がないというような当時の説明だったと思いますけれど、またそれは確認しておいてください。結構です。

小川委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 ないようですので、これで一般会計歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております、本委員会所管内訳表を併せてご覧ください

ださい。

まず、議会費に入ります。

決算書の70ページから73ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 とても質問しにくいのですが、1点気になったことをお聞かせください。

71ページ下から2つ目の枠で、13委託料、議会事務局反訳委託料90万円ほどが決算で上がってきております。

岬町のこの議会の議事録をこのように文章で起こしていただいて、それをもって最終日前に確認させていただいて判断するといったものですが、岬町のその議会というのが、ほかの市町村に比べて会期が長いような気がして、ずっと思っていて、これは反訳できるのを待っているから長いのだということも聞いたことがございます。

これは実際、長いのかどうかというのを、この業者を安いところに頼んでいるので長いのかどうなのかと、このように思っているのですが、実際はどうでしょうかお願いします。

小川委員長 蟻馬課長。

蟻馬議会事務局課長 竹原委員のご質問にお答えいたします。

議会の会議終了後、委員ご指摘のとおり議事録の作成が必要になります。議事録の作成をするに当たり反訳を業者に委託しておりまして、その反訳の委託の期間が必要となってまいります。

常任委員会で3日、定例会におきましてはそれぞれ7日という形での日数を要することから、委員ご指摘のように現在の会期が必要という形になってございます。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 もう一つ教えてほしいのが、その3日とか7日で上がってくるのは、早いほうなのか遅いほうなのかどうでしょう。それはほかの市町などと比べたことはあるのかな、お願いします。

小川委員長 蟻馬課長。

蟻馬議会事務局課長 竹原委員のご質問にお答えいたします。

現在の反訳日数につきましては、他市町にお聞きしたところでは、岬町は早いほうです。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 なるほど早いほうということは、よその議会というと、そうしましたら反訳を待たずに最終日を迎えているということの理解になるのかな。ということは、言いたいことは理事者の皆さんをはじめ、議会開会期間が長いというのをずっと感じておまして、それを何とか早く終われないのかと。反訳を待っているだけの時間を開会中ということよりも、3日目は早く終わらせていただきたいなという気持ちからこういう質問になったのですけれども。

あと反訳が早いということは、後は議会での話合いの中で、その最終日にどういった取扱いをするかという話合いになるのかなと、このように理解しましたので、それは今後、議運かどこかでの話になるのかと思っていますので、今回の質問は以上となります。

小川委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 これで、議会費の質疑を終わります。

続いて、総務費に入ります。

決算書の72ページから103ページをご覧ください。ただし、82ページから85ページの目6交通安全対策事業費、90ページから93ページの目10特別定額給付金事業費、96ページから99ページの項3戸籍住民基本台帳費はほかの委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 75ページです。節5災害補償費、ここに療養補償費と休業補償費というのがあります。この内容を教えてくださいませんか。

小川委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 坂原委員のご質問にお答えします。

療養補償費と休業補償費のところですが、療養補償費のほうですけれども、公務災害があった場合、かかった医療費等を事業主が病院に支払うものでございます。

それから休業補償費に関しましては、公務災害で働けなくなった場合、その雇用者の賃金を保証して支払うものでございます。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 ちなみに何名分でしょうか。

小川委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 内容につきましては、まず上のほうの療養補償費の51万5,177円のほうですが、この部分は2名分でございます。それから休業補償費の12万20円に関しましては1名分でございます。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 この療養補償費については前年度とほぼ同額の金額かと思うのですが、これは同じ方がずっとこれを利用しているということですか。

小川委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 今回の支払に関しましては、令和2年9月29日に淡輪財産区の委員さんが、ちょっと現場作業のほうでユンボが横転して骨折したものでございます。

もうひとつは令和3年1月26日なんですけども、会計年度任用職員さんで通勤途中でバイクが滑って骨折したという、その2件でございます。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 その件はそれで結構です。

同じページの11需用費の中で修繕料があります。65万4,500円、これの内容をお聞きしたいのですが分かりますか。

小川委員長 増田管理監。

増田危機管理監 この修繕料につきましては、町内に設置しております各地区の掲示板がございます。その掲示板につきまして、老朽化等で修繕の金額となっております。現状は窓つきに替えていっておるところですが、窓のない、まだ掲示板もございますので、そういうところから修繕、改修していっているような状況であります。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 それは毎年、年次計画を立てて順次修繕していっている、取り替えているということでしょうか。

小川委員長 増田管理監。

増田危機管理監 予算の関係がございますので、順次という形で改修を行っているような状況です。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 もう二、三点あるのですが、続けていいですか。

79ページです。節13の委託料です。

ここに無線システム保守管理委託料とあるのですが、これの内容も教えてもらえますか。

小川委員長 増田管理監。

増田危機管理監 この無線システム保守管理委託料につきましては、防災行政無線システムの保守管理委託料となっております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 それはこの金額が毎年、その管理委託料として必要になるということでしょうか。

小川委員長 増田管理監。

増田危機管理監 昨年と比較しまして、ちょっと増えているような状況がございますが、これにつきましては坊の山子局が新設というか改築いたしましたので、瑕疵担保責任期間が外れたということで増加しておりますが、今後ずっとシステム保守をして運営していく予定です。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 はい、それは結構です。

同じページの下の方ですが12役務費、ここに指定金融機関派出手数料とあるのですが、これの内容についてお聞きしたいと思います。

小川委員長 中田課長。

中田会計課長 委員の質問にお答えさせていただきます。

指定金融機関派出手数料ということですが、会計課の窓口には派出窓口として金融機関に来ていただいて、収入手続、支払手続をしていただいております。そちらのほうに対して年間300万円の手数料が発生しております。

金融機関は10月からの始まりになりますので、実質は半期、半期で2つの金融機関に150万円ずつの支払となっております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 この金融機関の派出手数料というのは、令和元年まではなかったように思うのですが、今回新たにこれは出た分ですか。

小川委員長 中田課長。

中田会計課長 委員のおっしゃるとおり、当初は無償で契約していた指定金融機関の業務ですけれども、長年の金融情勢の悪化により指定金融機関の仕事を引き受けると赤字になるというため協議の結果、派出人件費相当の300万円で契約しております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 はい、分かりました。

次の質問に移ります。85ページです。

一番下の節13委託料です。ここに住民情報システム改修委託料としてあります。これも内容をお聞きしたいのですが、よろしくをお願いします。

小川委員長 森副理事。

森総務部副理事 住民情報システム改修委託料についてご説明させていただきます。

こちらについては社会保障・税番号データ標準レイアウト改定対応に係るシステム委託料として、主に支出させていただいているものです。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 これはそのシステムの改修に伴う委託料だと思うのですが、これは昨年も上がっています。昨年はもっと大きな金額でした。これは毎年その改修が必要だということですか。

小川委員長 森副理事。

森総務部副理事 昨年と比較しまして大きく減少しているところですが、昨年につきましては、この住民情報システムの新元号への対応に係るシステム改修費がありました。その部分が大きくて、その部分がないことで今回は減少しているところですよ。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 今回もそのシステムに改修が必要であったということですか。今回はどんな改修だったのでしょうか。

小川委員長 森副理事。

森総務部副理事 今年度の業務についてご説明させていただきます。

まず、マイナンバーのデータの標準レイアウトの改訂版がございまして、それに対応するようにシステムを改修しないといけないというところで、その委託料が発生しております。

あと中間サーバーの更新業務ということで、そちらの委託料も発生しております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 はい、それで結構です。

87ページです。これが最後のページになります。

節14使用料及び賃借料の中で、企画地方創生課ふるさと納税システム使用料として計上されております。

これは前年よりも何か金額が少なくなっていますが、何かその辺の理由は分かりますか。

小川委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 坂原委員の質問にお答えいたします。

ふるさと納税の管理システムにつきましては、ふるさと納税でいただいた寄附金の金額等を管理する、いわゆるデータ集計とかを行うためのシステムを委託してございました。

契約更新時期となりました令和2年度において、本当に必要かどうかを、精査いたしまして、職員で処理が可能だと判断し、契約を終わらせるということと致しました。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 同じくそのページの一番下、節19負担金ですが、ここも社会保障・税番号制度中間サーバー負担金とあります。これも少し金額が変わっているように思うのですが、これは金額がそんなに上下するものでしょうか、内容を教えてください。

小川委員長 森副理事。

森総務部副理事 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

社会保障・税番号制度中間サーバー負担金というところで、こちらは金額が大きく変わっておりますけれども、国のほうからそのサーバーのシステム更新に係る費用が、毎年請求が来るんですけれども、そこが更新作業の内容によって大き

く金額が増減いたします。それで今年につきましては国からの請求が大きくなったというところで負担金が大きくなっております。

小川委員長 他にございませんか。

和田委員。

和田委員 77ページの、前にも聞いたのですが19負担金で、北方領土の6,000円ですか、これは向こうから決まって、もう6,000円でいいとなっているのか、一回聞いたのだけれど忘れたのもう一度確認のために。6,000円ぐらいだと思うのですけれど、確認のために6,000円でいいかどうか、よろしく願いします。

それで3点すみません。その下の危機管理のところ、自治区長連合会の補助金、これは263万3,800円ですが、これは多分、区長の手当ではないかと思うのですけれど、私の記憶にあるのはこれを下げたというのですが、手当を下げてから、これは平成13年頃に区長の手当を下げたと思うのですが、これについてもし財政がいけるのであれば、やはり区長さんの手当も元に戻してあげたらいいのではないかと思うのですけれど、この点と、もう2点すみません。

79ページの防災無線が完全にできたのかどうかは分かりませんが、一応放送について苦情はあるのかなのか、よろしく願いします。

それでもう一点は81ページの、これも前に聞いたのですが、やはり水道の屋上給水タンク、13委託料ですが、屋上の給水タンクの定期清掃委託料の6万4,000円となっているのですが、これはもう少し、前にもう清掃はできないので飲み水にはならないと聞いていたのですが、できればこうして皆使っているのだけれど、飲み水にできるようにならないのか、もう一度確認します。よろしく4点をお願いします。

小川委員長 森副理事。

森総務部副理事 和田委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の北方領土の返還運動推進大阪府民会議会費というところでございます。

こちらについては人口割というような形ではなくて、1口6,000円というところでお支払いしております。大きな政令市とか、そういうところはもっと額が大きかったりするんですけども、岬町のほうは1口6,000円というところ

ろになっております。

それと引き続いて4番目のご質問のほうも併せて回答させていただきます。

屋上給水タンク定期清掃委託料というところで、こちらについて実際に飲料水として使う水については、水道管直結に改修して、その水を飲んでいただいているというところでは、

それで委員おっしゃるように、トイレの排水とか洗面所の手洗いというようなところに、そのタンクの水を使っている現状があります。それでちょっと鉄分が出てきたりとか、ちょっと鉄の臭いがするというようなところで、あまり飲料水には望ましくないのかなとは思いますが、その水質の基準という意味では、そこまで悪いものではないんですけれども、極力飲料水としては使わない方が、いいというところがございます。

小川委員長 よろしいですか、和田委員。

次は、増田管理監。

増田危機管理監 和田議員の質問ということで、自治区区長連合会補助金についてですが、現状は会議等、役員会等でさせていただいておりますが、金額についてのお話はちょっと現状としては、私のほうでは直接聞いてないような状況で、現状につきましては自治区割が1自治区1万3,000円、それと世帯割が1世帯当たり300円という形で定めておりますので、その辺についてもまた、現状は聞いてない状況ではありますが、またその辺も考えて区長様とも意見等があれば対応していきたいと考えております。

続いて、防災行政無線の苦情についてなんですけど、これも現在でもやはり時折ですが電話で匿名の苦情等がございます。音が大きいという苦情もございます。また逆に音が小さいという意見もございます。

そのときは丁寧な対応を心がけて、また匿名ではなしにお名前を言ってくださる方については、現地に行って調査とか状況を確認というような形で対応させていただいております。

小川委員長 和田委員。

和田委員 1点目の北方領土の6,000円というのは、これは向こうから指定してきているのでなければもう少し増額していただきたいのですが、一応また検討してください。

それで次に自治区長の補助金ですが、区長さんは簡単に苦情は出ないと思いますので、一応前のときに私は一回叱られたことがあるのですけれども、半額みたいになったようなことだと思うのです。一度また考えてあげてくれますか。検討をよろしく頼みます。

それとこの屋上のタンクについては、やはりどうも仕方がないということですね。タンクの水はトイレの水も使うのに、そやけど同じ水は屋上も普通の水道管も同じ値だと思しますので、やはり水道で使うからといって、少しでも安くなるとかであればいいけど、それはならないと思うので一度また検討を、あそこでやはり水を飲みたい人もあるかも分かりませんので、よろしく頼みます。

取りあえずもう一度、北方領土の6,000円を検討していただけるかどうか、ご検討願います。

小川委員長 森副理事。

森総務部副理事 一応、各市町村で1口6,000円という形で、6,000円をお支払いしてるんですけども、そこは2口、3口というような形で増額できるのかどうか、その辺はちょっと調べさせていただいて、ただ予算要求等のこともありますので、その辺はちょっと調べてまた検討させていただきたいと思います。

和田委員 その北方領土については一度調べていただいて、ご検討をお願いします。結構です。

小川委員長 答弁はよろしいか。

和田委員 はい。

小川委員長 他にございませんか。

松尾委員。

松尾委員 85ページの12役務費の、これは坂原委員からも質問がありました、ふるさと応援サイト掲載料ですけれども、当初の予算では200万円強になっていたところが半分以下になっているということなのですが、これは想定していた件数なのか、それとも想定額なのか、それが半分以下になっているということなのですけれども、その想定した額、もしくは件数というのをお知らせいただきたいと思います。1点目をお願いします。

小川委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 松尾委員の質問にお答えいたします。

こちらのふるさと応援サイト掲載料につきましては、令和2年の10月に負担額の見直し等がございまして、これまで委託していますJTBさんの委託料が、19%の消費税という形であったわけですが、それが11%に消費税がかかるという形になり金額が下がったものでございます。件数による変動とかそういったものではございませんので、ご理解をお願いいたします。

小川委員長 松尾委員。

松尾委員 そうしましたら同じページの8報償費とか、次の87ページの岬ゆめ・みらい寄附謝礼品発送業務委託料が軒並み減少になっているということですが、これはふるさと納税のどんどん減少になっている財源があるということなのですか、これについて私も一般質問で何度か質問しているところですが、現状で例えばふるさと納税、このように商品を例えば増やしていくとか、こんな商品を増やしていくとか、今の進捗状況というのをお聞かせいただきたいと思えます。

小川委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 現在、品数につきましては鋭意増やしていく方向で、一つひとつ増やしていく交渉をしております。現在でも3件から4件ほど増やす予定で準備を進めております。

またポータルサイトを新しい、今のポータルサイトですとちょっと訴求力が弱い、岬町に対するいわゆるPRにもちょっと届いてないなということも痛切に感じましたので、その辺の見直しも含めまして、もう少し利用者の立場から見ても使いやすい方向性で検討しております。

小川委員長 松尾委員。

松尾委員 ちなみに見直しでしょうか、ポータルサイトをどこに変えようとしているのか答えられますか。

小川委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 現在、契約を進めています業者さんは、さとふるでございます。

小川委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました、それは結構です。

そうしましたら87ページの委託料の一番下です。総合計画等策定業務委託料なのですが、予算と比べると半分以下になっているのですが、なぜここまで圧縮

できたのか、その原因を教えてください。

小川委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 松尾委員のご質問にお答えします。

総合計画等策定業務委託料につきましては、岬町の総合計画と、まち・ひと・しごと創生総合戦略、都市計画マスタープラン、みどりの基本計画の4計画をまとめて契約したものでございまして、今年度できましたのが、このうち第5次の岬町総合計画と、まち・ひと・しごと創生総合戦略の2点でございます。残り2点につきましては、コロナで審議会等が延期等になりましたので、翌年度に繰越明許させていただいてございます。

小川委員長 松尾委員。

松尾委員 次にいきます。91ページの19負担金、補助及び交付金で、企画地方創生課の中の新築住宅取得補助金からの漁業新規就業者居住支援事業補助金まで、ずっと金額が記載されておりますけれども、それぞれ増減があろうが、利用された件数といいますか、それをお聞かせいただけますか。

小川委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 松尾委員の質問にお答えいたします。

最初にご質問のあった新築住宅の補助金でございますが、令和2年の利用件数は18件でございます。

続きまして、中古住宅取得補助金でございますが、こちらは4件でございます。賃貸住宅家賃補助金につきましては、令和2年は5件でございます。それから空き家再生事業補助金でございますが、こちらは4件でございます。それから創業支援事業ですが、令和2年度については3件でございます。それから農漁業新規就業者居住支援事業でございますが、こちらは1件でございます。

小川委員長 よろしいですか。他にございませんか。

奥野副委員長。

奥野副委員長 決算書97ページの一番上の確定申告相談受付業務委託料、これはどうい
うところに業務委託をしたのか教えてください。

小川委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 奥野副委員長のご質問の確定申告相談受付業務委託料につきまして
ですけれども、こちらにつきましては近畿税理士会の泉佐野支部を通じて4名の

税理士さんをご推薦いただきまして、それで契約をやった次第でございます。

それぞれ4名の方が交代で業務に当たっていただきまして、昨年も業務に支障を来すことなく確定申告を終了した次第でございます。

小川委員長 奥野副委員長。

奥野副委員長 4人の税理士にこの役場の窓口に来ていただいて、対面の相談ということになるのですか。

小川委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 確定申告のときに会場を岬町の住民活動センターで設けておりますので、そちらのほうで受付等のサポートや、相談窓口としてサポートしていただいております。コロナの関係もございまして、できる限り対策を講じて実施した次第です。

小川委員長 他にございませんか。

竹原委員。

竹原委員 何点かあります。77ページに戻ってください。

節でいいますと負担金、補助金及び交付金の中で、町長公室担当の1行目、泉州地域地方自治講究会負担金で、私は長い間、総務文教委員会に所属していませんでしたので、見覚えがないかと思っております、あったのかも分かりませんが、内容についてどうなのかというのをお聞きしたいのと、その下、これは政策推進担当のところで、大阪観光局会費ということで3万円執行されていますが、岬町とこの大阪観光局は会費を払っているだけではなく、いろいろなつながりがあると思うのです。どういったことを連携されているのか教えてください、まずお願いいたします。

小川委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 竹原委員のご質問にお答えします。

泉州地域地方自治講究会の負担金の件です。

泉州地域地方自治講究会自体の会の目的としましては、地方自治に関連する諸法規の研究等をして、事務の刷新、向上を期するとともに、町相互の連携を図ることを目的としております。

それで具体的には忠岡町、熊取町、田尻町、岬町の4町で、合同で様々な研修をしております。

それで令和2年度の研修内容としましては、各町の新人研修であったり、インバウンド研修、新人課長研修、地方自治制度の勉強会などを実施しました。

小川委員長 川島課長。

川島まちづくり戦略室政策推進課長 大阪観光局としましては、大阪の魅力を国内外に強く発信し、大阪の観光振興のために設立した団体でございます。

こちらとの協力関係ですけれども、主にインバウンドを強く推し進めて、大阪府内に強く誘致している関係でございますけれども、現状はインバウンドの誘客ができないというところで、岬町と大阪観光局並びにK I X泉州ツーリズムビューローの事務局長が新しく交代され、この3者が今強く交流関係を築いておりますので、3社ともに南泉州の発展のために進めていきたいと思っております。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 廣田理事からの答弁をお聞きしまして、重要なことだと感じました。今後も新人研修等をしっかりと進めていただきますようお願いいたします。

また大阪観光局のことにつきまして川島課長から聞きまして、大阪観光局とともにK I X泉州ツーリズムビューロー、これは次に質問しようかと思つて、87ページ下段の一番下のところにも262万3,000円と、結構、岬町としては頑張つて払っていただいているのだなと思つて、観光客をこちらへ、南へ入れてくるといったことをお聞きしました。

K I X泉州ツーリズムビューローに関しましては、泉州マラソンのこともやっつけていただいていると思うのですが、そのことに関してもう一度答弁していただきたいのが、今答弁があったようにお客さんがこのコロナの影響によって少ない中でどういう取組をするのか、その会の中での取組でできるところ、できないところはあつたと思うのですが、会の雰囲気的なことでももう少し踏み込んで教えていただければと思つていますが、お願いします。

小川委員長 川島課長。

川島まちづくり戦略室政策推進課長 K I X泉州ツーリズムビューローの事業内容ですけれども、あくまでも去年事業計画を作つて、この4月以降に実施するわけでございますけれども、状況が一変しまして大きく事業変更せざるを得ない状況でございます。

その中でも新たにビューローから聞いているのが、9市4町の中で新たなマッ

プを作成して、観光スポットであるとか、QRコードをつけて読み取って、それで皆さんが気軽に行けるようなという、イベント等はできない分、そちらのほうで力を注いでいくということで聞き及んでおります。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 大変期待するところがございますので、担当としてもしっかりと連携して事業を進めていただきますようお願い申し上げます。

続きまして、89ページの一番上のところです。これも負担金なのですが、関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会分担金、数年前の台風21号によって関空に渡る橋が通行止めになった影響で大変な災害となり、この連絡道の南ルートというのが再認識されていると思いますが、これの取組について、こういったお金を支出しているのですけれど、現状は町としてどう取り組まれているのか教えていただきたいと思います。

小川委員長 川島課長。

川島まちづくり戦略室政策推進課長 関西国際空港南ルートの期成会の構成団体なんですけども、幹事市が泉南市としまして、泉佐野、貝塚、阪南、それで和歌山県としまして和歌山市、紀の川市、岩出市等、8市2町で構成されております。

それで活動内容ですけれども、令和2年度中におきましては10月に国土交通省の鳩山二郎大臣政務官と谷川とむ総務大臣政務官、鶴保庸介参議院議員に要望書を渡して、早急に南ルートの実現の要望を町として渡しております。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 なるほど、詳しく教えていただきました。

方向としては必要なものだとも思っておりますので、町としても前に進めていただければと思います。

続きまして、あと1点ですが、この89ページ下の報償費から続く次のページ、90ページ、91ページの一番上、ビジネスプランコンテスト報償費ということで、この内容についてどういったものだったのか教えていただきたいのと、そしてこういうコンテストを行った結果、これをどうやってまちのにぎわいにつなげていくのか、そういう計画があったら教えていただきたいと思います。

小川委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 竹原議員の質問にお答えいたします。

ビジネスプランコンテストにつきましては、町内でいろんな起業をする際に、こういった事業を展開していきたいということを披露していただき、その内容について商工会の方をはじめ、銀行の方とかいろんな委員さんにその内容を審議していただき、その内容についてどのくらい実効性があるのか、町のためになるのか、その辺を判断いただき最優秀賞、優秀賞を決めて、その報償費を払うものがございます。

今回につきましては、本来ですと最優秀賞1件に優秀賞1件のところですが、最優秀賞1件に優秀賞2件ということでなっております。

内容につきましては、最優秀賞がブルーベリーファームみさき、優秀賞につきましてはSumile弁当、もう一件がまなびとたまりばという事業でございます。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 岩田課長にもう少し踏み込んでもらいたいのですが、このビジネスプランコンテストというのは開催することが目的で行っているのかどうか、せっかく最優秀1件、優秀を2件決めた中で、この事業を応援していくのもこの中の一つというか、町の業務ではないかとは思いますが、そういうことではないのですか、お願いします。

小川委員長 岩田課長。

岩田企画地方創生課長 竹原委員の質問にお答えいたします。

令和2年度につきましては、ビジネスプランのコンテストを開催して、その内容について審議したという内容でございますが、令和3年度からはこのビジネスプランコンテストの結果に応じまして、創業支援の補助金を給付するという形に変更してございます。これにより、ビジネスプランコンテストをより意義のあるものに変更させていただいております。

また、最優秀につきましては大阪府のビジネスプランコンテストにも参加できるように、こちらから推薦を出すようになってございます。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 答弁を聞きまして安心いたしました。できるだけいいものを発掘していただき、これを目的に令和4年度も頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

小川委員長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。これで、総務費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開は1時から行います、よろしく願います。

(午前11時55分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

小川委員長 休憩前に引き続き、委員会を開催いたします。

初めに午前中の坂原委員の答弁の中で、学校教育課長より訂正をしたい旨の申出がありましたので許可いたします。

松井課長。

松井学校教育課長 失礼いたします。学校教育課、松井です。

先ほどご質問いただいた、委員会資料12ページの新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、学校給食無償化、給食センターの食数に誤りがあったので、ここで訂正させていただきます。

正確な数字は、小学校は延べ8万9,538食、中学生は延べ4万6,488食が正しい数字となります。訂正させていただきます、よろしく願います。

小川委員長 坂原委員、それでよろしいですか。

坂原委員 はい、了解です。

小川委員長 それでは、民生費に入りたいと思います。

決算書の114ページから117ページの目9文化センター費をご覧ください。
質疑ございませんか。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 117ページです。節19負担金、補助及び交付金、ここで人権ふれあいまつり実行委員会補助金とあるのですが、去年これは実施したのですか。

小川委員長 小川理事。

小川教育委員会事務局理事 人権ふれあいまつり実行委員会につきましては、例年実行委員会を開催いたしまして、開催の是非について議論いたします。

それで委員の中に、実行委員会としては人権ふれあいまつりはコロナ対策の関係で中止という流れになりましたが、ここで講座等を発表する機会をぜひとも子

どもたちのために提供してくださいということの要望がありまして、ふれあいま
つり実行委員会の代替措置として12月、あるいは2月に開催して、その必要
経費でございます。

小川委員長 他にございませんか。

和田委員。

和田委員 117ページの、前に聞いたのですけれど委託料のところ、PCB廃棄物収
集運搬業務の件ですが、これはどうなったのか進捗状況を。

小川委員長 小川理事。

小川教育委員会事務局理事 PCBの廃棄物の業務委託料の決算89万3,200円でご
ざいますが、当初予算書では150万3,400円の予算化をさせていただきました。

それでこの手続につきましては、令和元年度に業者のほうに申請書を出して、
必要な経費を頂きました。提示いただいて予算化したところでございます。それ
で今回、不用額も出ておりますのはキログラム当たり2万8,000円の、この
文化センターのPCBは49キロございまして、それでPCBは49キロござい
まして、それでこれに対して業者側が指定される容器を持っていった場合に56
万円、これは消費税別ですが、その割引がございましたので最終的に64万円
の減額がございまして、89万3,200円になったところでございます。

小川委員長 よろしいですか。

和田委員 はい、結構です。

小川委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。これで、民生費の質疑を終わります。

続いて、消防費に入ります。

決算書の184ページから189ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 187ページです。一番上のところで、消火栓等設置管理費負担金とあります。
これは先ほど補正予算でありましたけれど、その部分のこれは前年度分というか、
さっきあったのはその小島部分のあの辺でしたけれど、その前の部分ということ

で理解しておいていいのでしょうか、お願いします。

小川委員長 増田管理監。

増田危機管理監 議員おっしゃるとおり、この決算につきましては小島ルートの増径した管の材料代と消火栓の設置費用が含まれているものです。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 その件はそれで了解です。

189ページです。節13の委託料、これは上のほうです。災害対策費ですけど、ここに危機管理担当として避難行動要支援者名簿システム保守委託料とあります。これの内容を教えてください。

小川委員長 増田管理監。

増田危機管理監 委員の質問にお答えいたします。

避難行動要支援者名簿システム保守委託料についてですが、避難行動要支援者名簿がございます。その方たちを地図データにリンクさせた分をシステムとして構築しております。その分の委託料となっております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 このシステムがよく分からないのですけれど、一部その支援者名簿はできているとおっしゃっていましたよね。そのできている分のこのシステム保守委託料とは、これは毎年毎回要るものなののでしょうか、その辺を教えてください。

小川委員長 増田管理監。

増田危機管理監 避難行動要支援者名簿につきましては、8要件の方が避難に際して要配慮な方ということで定義されております。

その対象者の方につきましては毎年見直しを行いまして、その方々について毎年地図データのほうにリンクさせるような形でデータを更新しております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 少し聞き方を間違えましたか。この名簿システムというのはどういうものなのかがよく分かっていないところがあるので、それを教えてもらえますか。

小川委員長 増田管理監。

増田危機管理監 地図ソフトと申しますか、ゼンリンとか住宅地図で紙ベースもございますが、そのパソコン上で見られるシステムでございます。その地図データに避難行動要支援者のデータを貼り付けて連動させたものでございます。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 そのシステムが、それらの名簿を作っていくということで作っているのですが、その名簿を実際に運用する場合には、それをどう使うのですか。

小川委員長 増田管理監。

増田危機管理監 避難行動要支援者名簿につきましては、8要件の該当者という形がございます。

その方につきましては、大規模災害が発災した際には本人の個人情報を出してもいいという同意なしでできる名簿となっておりますので、発災の際は関係支援機関に提供し、支援を依頼するというものでございます。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 災害発生時にその人の、そこに登録されている避難行動要支援者の名簿、それを地図に落としている分のそのデータといいますか、紙といいますか、それを第三者に提供して、それで救助なりをしてもらおうと、そのように使うということではないのでしょうか。

小川委員長 増田管理監。

増田危機管理監 議員のおっしゃるとおり、そういう形で利用する目的としております。

小川委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。これで、消防費の質疑を終わります。

続いて、教育費に入ります。

決算書の188ページから219ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

坂原委員。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 何点かお聞きしたいと思います。

191ページの節8報償費ですが、学校教育課のところで岬町交流事業報償費とあります。この事業の内容を詳しく教えてほしいのですが、よろしく願います。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 岬町交流事業報償費といたしまして、岡山県美咲町との交流事業とし

て、お互いの特産物、本町ではシラス、岡山県美咲町は卵を併せたダブルみさき井を給食で提供いたしました。

本町から岡山県美咲町へのシラスの提供に伴う報償費といたしまして、8万1,490円を支出したものでございます。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 分かりました。これはその給食で、向こうとこちらをつないで給食で交流したと、その事業の分でいいですね。それは分かりました。

それで、その岡山県美咲町との交流事業ですけれど、その後、何か交流事業で計画しているものはあるのでしょうか、あれば教えてください。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 その後ですが、学校間交流といたしまして、今年度ですが、淡輪小学校5年生と岡山県美咲町の旭小学校5年生との交流を予定しております。

10月に旭小学校5年生の子どもたちが大阪府岬町にある海洋センターで宿泊訓練をされます。その際に淡輪小学校5年生と交流いたします。事前にリモートで1学期に2回ほど交流を行っております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 去年から続くコロナの中で、子どもたちもなかなか不自由な学校生活を送っていますが、その中で明るい話題、材料で、非常にこれは子どもたちにとって、お互いにとって非常に喜ばしいかなと思います。

これは今後、ぜひとも強力に進めてほしいと思いますので、お願いしておきます。

続けてよろしいですか。

小川委員長 はいどうぞ。

坂原委員 195ページです。13委託料の小学校体育館空調設置工事設計委託料とあります。淡輪、深日、多奈川、これは工事設置、設計の委託料ということですが、これは去年の分として3小学校の設計委託料で、その後の計画について何か分かっていることがあればお聞きしたいと思います。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 体育館空調設置工事委託料に続きまして、8月17日にLPガス振興センターから災害バルブ用の補助金の内定をいただきました。早急に補正予算要

求ができるように、現在準備を進めているところでございます。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 補助金が内定したということで、事業を前に進めていくということですが、これもぜひ避難所にもなる体育館ですから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。
次の質問に移ります。

197ページです。節18備品購入費としてあります。学校教育課として、機械器具費として少し大きな金額が出ております。この内容についてお聞きしたいと思ひます。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 機械器具費といたしまして、この機械器具費にはGIGA環境整備事業費や、新型コロナウイルス対策事業費が含まれております。

GIGA環境整備事業費については、1人1台の学習用端末や大型提示装置などを購入することができました。また感染症対策としての備品もそろえさせていただくことができました。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 これは3小学校のGIGAスクール構想の1人1台端末をそろえるという、その事業に使ったということですね。

それで1人1台の端末がそろったということで、それを基に今はどんなその授業と申しますか、どう活用されているか。例えばこの夏休みなどは、それを基に何か使ったの教材ですとか課題ですとか、何かそういうところが分かれば教えてください。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 GIGA端末の活用についてですが、小学校では夏休みの宿題として提供されました。子どもたちが1行日記ということで、毎日の出来事をGIGA端末に入力して送信する、先生に送るという宿題が出されました。

また中学校については、学年ごとに3日間、Meetによるオンライン登校を実施いたしました。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 この1人1台端末をそろえてというGIGAスクール構想ですが、せっかくそうしてそろえたわけですから存分に活用していただきたいと思うのですけれども、

先日、私も中学校のほうへそのGIGAスクール構想でそろえた端末をどのように使っているかということ視察に行ってきました。そこで感じたのは、生徒の興味がその授業に向いているのです。パソコンを触るということも楽しいのでしょうけど、そのパソコンを使った作業をしながら、その授業に集中して楽しんでいるように見えました。

ですので、せっかくそろえたその端末を存分に使えるように、子どもたちが十分に力をつけられるように育てていただきたいと思います。この件はこれで結構です。

あともう少しあるのですが、よろしいですか。

小川委員長 はいどうぞ。

坂原委員 199ページです。これの節15工事請負費です。

ここには小学校トイレ改修工事とあります。この改修工事の内容を教えてください。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 小学校トイレ改修工事といたしまして、2年度では淡輪小学校の1階トイレ、深日小学校の1階トイレの改修工事を行いました。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 小学校のトイレ改修工事については、計画を立てて各学校の1階部分とか2階などに順次行っているようですが、この工事で全て完了になるのでしょうか。後々の計画が分かれば教えてください。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 3年度では、今年度ですが多奈川小学校2階、3階のトイレを改修しております。また淡輪小学校、深日小学校については2階のトイレを改修する予定となっております。

今後、淡輪小学校、深日小学校の3階トイレの改修工事ですが、4年度に予定をしております。それでトイレ工事は最終となります。

小川委員長 他にございませんか。

竹原委員 何点かお尋ねします。193ページ、節でいいますと19負担金、補助及び交付金ということでJETプログラム参加負担金、外国人の先生による英語学習かと思うのですが、外国人の方もなかなか日本に来られなかったりということも聞

いておりますが、しっかりと進めていただいているのかどうか、その点、今後の計画も含めて分かればと思います。教えてください。

小川委員長 澤次長。

澤教育委員会事務局教育次長 このJETプログラム交付金につきましては、議員がおっしゃいましたようにALTのことです。外国人講師を招くための負担金としまして、自治体国際協会のほうに納めている負担金でございます。

現在も1名、外国人教師に来てもらっておりまして、引き続き英語教育向上のためにALTの教員を誘致したいと思っております。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 しっかり活動していただいていることを確認できよかったです。

続きまして、ページでいいますと197ページで確認させてもらいたいことがございます。負担金、補助及び交付金、19の真ん中より少し下のところで、小学校芝生維持管理補助金とありますが、これの内容について分かる範囲で教えていただければと思います。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 小学校芝生維持管理補助金につきましては、内容といたしましては多奈川小学校の芝生管理維持補助金と深日小学校の芝生維持管理補助金になります。

小川委員長 澤次長。

澤教育委員会事務局教育次長 補足説明させていただきます。

芝生補助金ですけれども、現在、町内の小学校では多奈川と深日小学校に芝生を植えております。

多奈川小学校につきましては、平成21年度に植えまして、初期経費として50万円を補助しておりましたが、残金が少なくなってきましたので令和元年度より10万円を新たに追加補助したところであります。深日小学校につきましても新たに芝生実行委員会を設けまして、引き続き管理していただくために今回新たに芝生補助金として計上しているものでございます。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 多奈川小学校の芝生につきましては、あそこで多奈川地区のいろいろなイベントをされたときに利用させていただいたりとかしているのですが、芝生にもそれなりの期限というのですか、やはり大規模なメンテナンスというのが必要だと思

われるのです。というのは、どこでもそうですけど一部が枯れてきたりとか、こういう10万円ぐらいのお金では無理なのではないかと思うのですが、そういう何か長期の計画というのはないかと思うのですが、お願いできませんか。

小川委員長 澤次長。

澤教育委員会事務局教育次長 補助金につきましては、毎年必要になります肥料、芝刈りメンテナンス費用、目土等の費用として補助しております。

多奈川小学校につきましては、古くから芝生の管理に携わっている方がおられますので、その方にアドバイスいただきながら深日小学校の芝生も管理させていただいております。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 管理されている方々も、かなり年々お年を召していったって、少しずつしんどくなっているというお話も聞いたことがございます。学校としてもグラウンドがとても広い中、維持管理というのが大変だとは思いますが、その辺はしっかりと管理されている方と協議していただきながら進めていただきますよう、要望させていただきます。

それともう一点質問があるのですが、ほかに質問は誰もいないかな、少しお待ちください。

小川委員長 そうしましたら道工委員よろしいですか。

道工委員 目のところで分け方について教えてほしいのですが、208ページの淡輪公民館費があります。それからずっといって210ページでアップル館費があります。このアップル館費の横の報償費、需用費、役務費を見ると、淡輪公民館と入っているのですが、これの分け方はどうなっているのかな。

これは大きく包含して淡輪公民館の中にアップル館費があるというように分けているのか、それとも目で分けているわけですから、当然別扱いをしないといけないと思うのだけれども、そこら辺の分け方を教えてください。

小川委員長 小川理事。

小川教育委員会事務局理事 そもそもアップル館につきましては深日児童館ということの中にあって、それで淡輪公民館の下の組織ということで、以前は一括した予算になっておりました。

それで指定管理業務になって、アップル館という名になった時点で項目を分け

まして、指定管理の中の決算、予算ということに分けて、一応実質上は分けております。それで実質上は公民館の管理下にあるということで理解しております。

小川委員長 道工委員。

道工委員 はっきり分かりにくいだけでも、そうしましたらこのアップル館費のところの淡輪公民館というのも、ストレートにアップル館費と書いたらいいのと違うかな。その辺を教育長に。

小川委員長 古橋教育長。

古橋教育長 この表記につきましては、今年、令和3年度の当初予算のときにも同じようなご指摘を受けておりまして、これは令和2年度の決算でございますので、令和2年度の当初予算と同時の表記とさせていただいているところです。

それでもともと、先ほど小川理事が言いましたように、公民館の管理下ということで、淡輪公民館と出ていますのは、それは所属を表しているものでございます。

それでそういう指摘も、今回もその前もございましたので、次の予算からは正式にアップル館なり、所属に変えていきたいと考えているところです。

道工委員 分かりました、結構です。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 193ページは小学校費で、報酬のところで1つお聞きしたいと思います。

会計年度職員報酬としまして2,994万円何がし、またページが飛びまして中学校費、199ページちょうど真ん中ぐらいに報酬としまして会計年度任用職員報酬とあります。何人分でどのようなお仕事をされているのか教えていただきたいと思います。

小川委員長 松井課長。

松井学校教育課長 小学校費の会計年度職員報酬につきましては、支援員14人分になります。

支援員14人、用務員4人、図書司書1名、スクールバス運転手1名、水泳授業運転手1名になっております。

中学校につきましては支援員4名、図書司書1名、用務員2名の報酬となっております。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 町が負担して支援員が教育現場に入って、学業なりを支援していただいていると思うのですが、この数というのは不足みなのか十分足りているのか、その点だけ再質問させてください。

小川委員長 澤次長。

澤教育委員会事務局教育次長 支援員の数につきましては、事前に各学校長とも相談し、必要な数を挙げていただきまして、必要となる指導員を配置しているということになっております。

小川委員長 竹原委員。

竹原委員 学校から求められる数は満たしていると考えてよろしかったのですね。分かりました。

小川委員長 他にございませんか。

奥野副委員長。

奥野副委員長 1点だけお聞きします。

決算書191ページの8報償費、精神科医相談謝礼25万円、これはどういう方が医療相談を受け、何人ぐらい受けたのか教えてください。

小川委員長 澤次長。

澤教育委員会事務局教育次長 精神科医相談謝礼ですけども。精神科医の資格を持つ先生に月1回、予約制で来てもらっております。1名となっております。

小川委員長 奥野委員。

奥野副委員長 これは小学生か中学生の子どもさんですか、先生方ではなくて。

小川委員長 澤次長。

澤教育委員会事務局教育次長 内容につきましては、こどもへの直接のカウンセリングもありますし、保護者からの相談も受けております。

小川委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 これで、教育費の質疑を終わります。

続いて、公債費に入ります。

決算書の218から221ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。これで、公債費の質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。

決算書の220から221ページをご覧ください。

ただし、目4海釣り公園管理基金費、目5多奈川地区多目的公園管理基金費及び目7森林経営管理基金費は、他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。これで、諸支出金の質疑を終わります。

続いて、予備費に入ります。

決算書の220から223ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。これで、予備費の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第1号「令和2年度岬町一般会計決算の認定について」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致でございます。

よって、認定第1号のうち、本委員会に付託された案件は、認定することに決定しました。

認定第7号「令和2年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について」から、認定第9号「令和2年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について」までの3件を一括議題としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小川委員長 それでは、認定第7号から認定第9号の3件については、一括議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小川委員長 決算書の331ページから370ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 質疑なしと認めます。これで、3件についての質疑を終わります。

続いて、認定第7号「令和2年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について」討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第7号「令和2年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について」原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致であります。

よって、認定第7号は、本委員会において認定することに決定しました。

続いて、認定第8号「令和2年度岬町深日財産区特別会計決算の認定について」討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第8号「令和2年度岬町深日財産区特別会計決算の認定について」原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致であります。

よって、認定第8号は、本委員会において認定することに決定しました。

続いて、認定第9号「令和2年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について」討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第9号「令和2年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について」原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

小川委員長 満場一致であります。

よって、認定第9号は、本委員会において認定することに決定しました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件8件については、全て議了しました。

続いて、案件2、その他に入ります。その他で本委員会の所管の事項で何かございませんか。

坂原委員。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 2点お聞きします。まず1点目の9月3日に880万人避難訓練というのがございます。これはせんだってのここでの会議で、私はせっかく大阪府下一斉で訓練があるのだから、各学校でもそういうのを一緒にしたらどうかというように提案しました。でも詳細はまた調べておいてねという話をしたのですが、その後、各学校はこの訓練にどう参加するか、詳細は分かったのでしょうか。

小川委員長 澤次長。

澤教育委員会事務局教育次長 小・中学校、幼稚園のこの訓練の参加ですけれども、当初は年間の学校の予定が決まっております、なかなか大々的な訓練はできないんですけれども、併せて机に潜るとか、あるいは事前に先生のほうから880万人訓練の趣旨について説明するというようになっております。

小・幼は実際に机に潜ったりとかいうことで訓練するんですけれども、中学校についてはそこまでは難しいので、880万人訓練の趣旨の説明をさせていただくということになっております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 訓練というのは、実際に何かあったときにどういう動きをしたらいいのかと、その動きを、その行動を実際に自分で試しておくという、そういう訓練だと思います。なのでこれも一斉にメールか何かで連絡が入るわけです。それを合図にして、その合図が入れば、合図があれば自分がどういう行動をする、どういう動

きをしたらいいのかと、そういうところを明確にして、それでその合図をもとに一斉に避難行動といいますか、その行動に移るとしているということでもいいのでしょうか。

小川委員長 澤次長。

澤教育委員会事務局教育次長 確かにそのメールとかが鳴るんですけども、先生は携帯を授業中には持っておりませんので、例えば職員室でそれが分かった時点で、今回の訓練が始まったということでお知らせするという事になっております。

坂原委員 携帯は持って行くの。

澤教育委員会事務局教育次長 携帯を持って教室に先生は入っておりませんので、授業中にそれが鳴るとするのは、実際に訓練で鳴ったというのは分からないんですけども、職員室における先生のほうで、今訓練が始まったということでアナウンスさせていただきます、訓練に入るということになっております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 何らかの形でそれをお知らせして、それを合図に訓練するという事ですね。分かりました、それは結構です。

もう一点ですが、これは私、3月に一般質問で質問した件ですけど、職員研修についてです。

職員研修で接客接遇についての研修をするのはどうかというような提案をさせてもらいました。特に窓口業務に主に就いている会計年度職員の研修、これはすべきであろうというので提案させてもらいました。

その後、年初に立てた計画もあるし、急に変えるのも大変だろうけれど、でもその旨、研修を受けていくように計画を立てて考えていく、行っていくというような話でございました。その後、何か進捗状況はあったのでしょうか、お伺いします。

小川委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 現在、Another works という会社のほうが間に入っていただいて、民間の人材を活用して改めて接遇のマニュアル、研修を今実施しようとしております。それで進捗状況としましては、先週、先々週ぐらいに応募した人をリモートで面接させていただいて、そろそろどなたかに決定するという状況でございます。

それで民間の人材の方が決まりましたら、人事担当のほうと色々な話をしまして、接遇に関するいろんな様々な研修なりを順次行っていこうと考えております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 要はその接遇研修というのは、するのですかしないのですか、どちらですか。

小川委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 はい、実施します。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 いつからするのですか、それはスケジュールができていますか。

小川委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 スケジュール的には、ちょっとまだ民間人材が決まってないので未確定なんですけども、令和3年度中の10月ぐらいから実施しようと考えております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 その民間人材というのは、いつ頃確定する予定ですか。

小川委員長 松岡副町長。

松岡副町長 坂原委員のご質問にお答えします。

この接遇研修について、公民連携いたしましたAnother worksとの共同事業でございまして、まず8月から広報戦略アドバイザーということで、まちの情報発信について実験を開始して、第2弾ということで行政サービスアドバイザーを募集しております。

それが接遇研修という形になるんですが、その実際にやる内容といたしましては、まずその接遇に関しての町の課題を抽出して、それで職員への接遇の研修であったり、最終的にはそういう接遇のマニュアルを策定しようというような実験をするということで、10月から来年の3月までを予定しております、一応、先々週から先週にかけて全体で16名の応募があった中から1名確定しまして、それが今後、決裁を取りまして、何とか10月から実験を開始したいと考えております。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 3月議会で私は紹介もしましたけれど、現に窓口業務のその対応によって、住

民が不快な思いをしているという現実があるわけです。それでたまたまその現象は1つの事例だけかもしれませんが、そういうことを言っていたということは、もっと重視しないといけないと思うのです。

それでここで決めることが遅くなればなるほど、住民にまたそれは不快な思いをさせるわけでしょう。何でその緊張感がないのですか。

3月にあなたは返事をしたでしょう、検討して前向きにやりますと。何でまだ決まっていないのか、その場逃れの答弁だけですか。きちんともう一度返事をしてください。

小川委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 今あるマニュアル自身がすごいページ数が多くて、実際にそのマニュアルを利用して研修する、メールで送信するとかすると、結局は各担当職員、会計年度任用職員自身が読んでいる暇がないということで、確かに今までのマニュアルが使えないということで、実際に民間人材を活用して、今回は10月からマニュアルを作って研修を実施していくという形を今検討しているという状況でございます。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 そうしたら10月からできるということですね。それまではどうするのですか。それまでに現場はどんどん住民が来ますよ、窓口。その間は今までと一緒にほったらかしですか。その間もほったらかしで何もしてないのですか、どうですか。

小川委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 職員研修なり人事担当のメンバーで研修のほう、特に窓口担当している職員に対して、人事担当のほうで研修をさせていただきます。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 分かりました。いつやりますか。

小川委員長 それと廣田理事、坂原さんの質問の中で、今回の研修というのはまだやったことがないんですね。

それで、先ほどちょっと聞きたいのは、今までの作っていたマニュアルは役に立たないので、今後は作り替える必要があると言ってたけど、そんなマニュアルがあるのか。ちょっと不審に思ったので、坂原さんの質問にあやかってお聞きしますけど。

廣田まちづくり戦略室理事 接遇のマニュアル自体は実際に過去に、平成29年度に全体研修を実施しております、それで使ったマニュアル自体は300ページぐらいなんですけど、実際にあります。

それで今までは平成29年に全体研修をしてからその後、住民さんからのクレームなりがあった場合は、直接その者に人事担当のほうからマニュアルを渡して、よく読んで今後このようなことがないようにという形で、実際は随時やってたんですけども、あと新規採用職員に関しましては、それぞれ毎年新人研修がございますので、そのときに外部講師なりをそのときに呼んでいる業者のほうで研修はしておりました。そのような状況でございます。

小川委員長 分かりました。では坂原議員の質問にお答えください。

廣田まちづくり戦略室理事 現在、300ページのマニュアルはございますけども、またその素材を使うか、あるいはマッセOSAKAで何らかのDVDなりを探して活用して、時期的にはまだ素材を探したり、日程調整等もございますので、実際に今からやるにしても、いずれにしてももう8月末でございますので、9月、10月ぐらいにはなってしまうのかなとは思いますが。

小川委員長 廣田理事、坂原さんの最後の質問は、いつからやってくれるのかという回答を聞いたんですけど、それが9月、10月頃になるだろうというのが今の回答ですか。

廣田まちづくり戦略室理事 そうですね、今の素材なりを生かしてやろうと思えば9月、10月という形になります。

小川委員長 坂原委員、それはそれでよろしいですか。

坂原委員 別に今何もしていないから、すぐにやれと言っているのと違うんです。要は何もしていなかったでしょうと言っているわけです。

何の危機感も持っていないのやろうね、だから住民の声を紹介して、本会議場で公の場で、みんなが全員聞いている場でそれを紹介して言っているのに、何もそれは後の動きがないですやんか。だからその場逃れかと言ったのです、そういうところを言っているんです。

だから別に、今計画をしていて、やる時期が少し後になります、それは時間がかかります、分かります、今すぐできないのは分かります。だけど今それをやる気があって、それに取り組んでいるかということを確認しているわけです。それ

を聞いているのです、それはどうですか。

小川委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 現在、Another worksとの連携で、新しく民間人材の方と協力してやろうとしております。

それで実際、そこと連携して10月から一応やるということで、そういう方向で動いてました。

小川委員長 田代町長。

田代町長 少し補足説明させていただきます。

先ほど松岡副町長のほうからお答えさせていただいたとおり、Another worksについては新たな民間事業者を取り入れた中での研修、それで従来はマッセOSAKAのほうで、従来は新人研修並びに通常の研修をやってきた経過があります。

そこで委員がご指摘のそういう住民の対応がもう一つ悪いんじゃないかと、もっと研修をしなければならないのではないかというご指摘を受けた。これをしっかりやってないということについては、大変申し訳ないと思っております。

すぐさま私のほうから担当のほうへ指示をして、特別にそういった窓口業務の研修を直ちにやりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

ただ研修を今までやってないかという、研修はやってきてます。マニュアルもちゃんとあります。しかし今回、Another worksの新たなその研修事業として、10月に実施していきたいという方向で考えておるということは、ご理解していただきたいと思います。

小川委員長 坂原委員。

坂原委員 住民の利便性向上というのを我々は一番見ないといけないことと思うので、現にその利便性向上と反対のことが起こっているわけです。しかもその窓口で対応している人が、1年契約の会計年度職員だから研修もしないということもありましたけれど、それで先にまた計画しているけど、結局今は何もしてなかったら、結局は一緒ですやんかそれやったら、そうでしょう。

私が言っているのは、あのときのあの議論のときもありましたけれど、管理職もいるのと違うのかという話です。管理職も指導したらいいですやんか、管理職はそんなマニュアルがなかったらできないのか。窓口の対応の仕方は管理職は分

かっているわけでしょう、少なくとも窓口の担当よりも。それで指導してあげたらいいですよ。

そういうことも、すぐにできることを何でしないのかということを行っているわけですね。その時点でもうやる気がないのかなと思ってしまいます。なのでそのように計画しているのでしたら、その計画をしっかりと進めていってください。我々は住民から行政を監視するよというということで、我々は選ばれておりますので、今後も監視を続けていきますから、その旨よろしく願います。

小川委員長 答弁よろしいか。

坂原委員 結構です。

小川委員長 他にございませんか。

奥野副委員長。

奥野副委員長 今日、教育委員会の指導課の保田先生がおられないのですけれども、先日オリンピックが済んでから保田先生からお聞きしたのですが、過日の国立競技場でのトラック競技のラスト1週の鐘を先生がじかにたたかれましたということを後で聞いてびっくりしたのですけれども、大変これを私は聞いて、岬町にとっても名誉なことであるかなと思いました。

なかなか大阪陸連から推薦で行かれたように聞いておりますけれども、やりたくてもなかなか成れないようなポジションであるかなと思っております。ですから先生の体験談なりを岬だよりに特集として、私は先生の報告も兼ねた記事を集めて載せていただきたいなとお願いしたいのですけれども、そういうことを聴いていただけるなら、岬町の方々にもお知らせする必要があるのかなと思います。それだけのお願いでございます。ご答弁いただけるならあれですけれど。

小川委員長 教育長、答弁はあるのですか。

古橋教育長 答弁というよりも、保田先生につきましては、今もまたパラリンピックのほうで東京のほうに出向いております。それで本人の一応職免という形で行かせてはいただいているんですが、ご本人の意思も確認しなければなりませんし、町広報となりますと、広報の担当のほうとも一応、協議は必要かなと思っておりまして、少し検討させていただきたいと思っております。

小川委員長 奥野副委員長。

奥野副委員長 私も先生にじかに、こんなので載せてほしいですと言ったら、先生は遠慮

された、いやいやというような感じでしたけれども、私はぜひ載せていただけたらと思います。

小川委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

小川委員長 本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

これで、総務文教委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時00分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和3年8月25日

岬町議会

委 員 長 小 川 日 出 夫